

『京丹後市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項』

京丹後市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、訪問支援業務を委託する事業者を募集します。

1 業務内容等

（１） 事業の名称

「京丹後市子育て世帯訪問支援事業業務委託」

（２） 業務の概要

家庭の養育環境を整え、児童虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的に、家事、育児等に不安を抱える保護者、妊産婦がいる世帯に対し、訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援及び育児支援を行う。

（３） 業務の内容

別紙「京丹後市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

（４） 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 応募資格

実施要綱及び仕様書に基づき業務の履行が可能な事業者で、次の要件をすべて満たす事業者とする。

（１） 次のアからウのいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（訪問系）

ウ 上記事業所と同等程度の援助ができる事業者

（２） 当該案件の参加申込日から契約締結日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱(平成 1 6 年京丹後市告示第 1 6 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

（３） 会社更生法(平成 1 4 年法第 1 5 4 号)に基づく更生開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（４） 京丹後市暴力団等排除措置要綱(平成 2 3 年京丹後市告示第 6 8 号)に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

（５） 法人所在地を有する市町村税、法人税及び消費税並びに地方消費税に滞納がない者。

3 委託料

委託料は単価契約とし、訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。

- (1) 訪問支援費 1時間当たり 3,300円
- (2) 交通費 1件当たり 2,000円
- (3) 事務費及び管理費 1世帯につき1月あたり 5,000円
- (4) 本事業は、第二種社会福祉事業のため委託料における消費税及び地方消費税は非課税とする。
- (5) キャンセル料の取り扱いについて、
利用者から事前の連絡なく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や利用者世帯から応答がない場合は、訪問支援員がキャンセル理由や世帯状況の聴取、住環境の視認等を行い、発注者へ報告する。その際の委託料は、本事業を1時間利用した場合と同額とする。

4 応募手続き

(1) 募集のスケジュール（予定）

募集開始	令和8年7月1日
応募書類の提出受付	令和8年7月1日～7月24日
審査結果の通知	令和8年7月31日（予定）
委託契約の締結	令和8年8月10日（予定）
研修の実施	令和8年8月20日頃

(2) 提出書類

- ・子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書
(子育て支援課において書類配付を受けるか、市ホームページからダウンロードすること。)
- ・指定書の写し（介護・障害）
- ・実績報告書（任意様式）

(3) 提出先

京丹後市 こども部 子育て支援課
〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地
TEL：0772-69-0370 E-mail：kosodate@city.kyotango.lg.jp
期限：令和8年7月24日（金）16時45分まで

(4) 審査及び契約

提出された書類の内容を審査した後、事業を適切に実施できると認められる事業者を子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録し、その結果を書面により事業者へ通知する。その後、市と登録された事業者の間で業務委託契約を締結する。

<業務委託に係る Q&A>

Q1 委託する事業者は1者か

A1 支援体制を確保するため、複数の事業者と委託契約を締結することを想定しています。

Q2 受託事業者が複数ある場合に、対象世帯の割り振りはどうなるのか

A2 利用者の希望援助内容を踏まえて、受託者の中から市が決定します。

Q3 受託したら必ずサービス提供（訪問支援員の派遣）しなければならないか

A3 当該募集は、あくまでも登録事業者の募集を行うもので、登録されても必ずサービス提供を約束するものではありません。